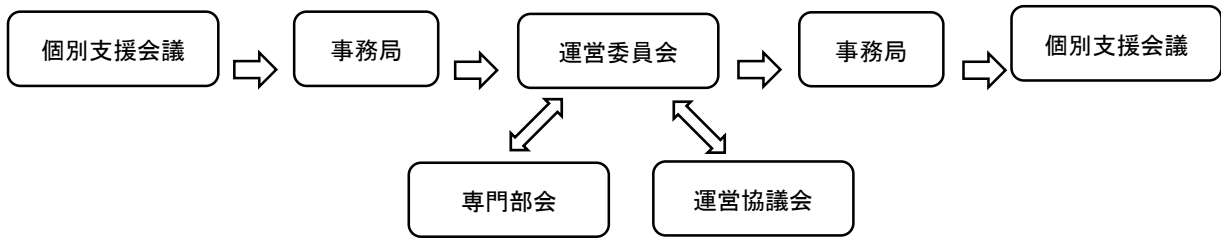


<平野区自立支援協議会設置要綱改定のための協議用レジメ>

1. 平野区自立支援協議会の協議の流れ的なモノ

○地域の課題はどのように吸い上げられ、どこで協議され、どうやってフィードバックされるか？

① 個別支援会議からの課題の吸い上げ（推奨）



(ポイント)

- ・個別支援会議からの課題吸い上げは、モデルケースとして推奨されているらしい。

(問題点)

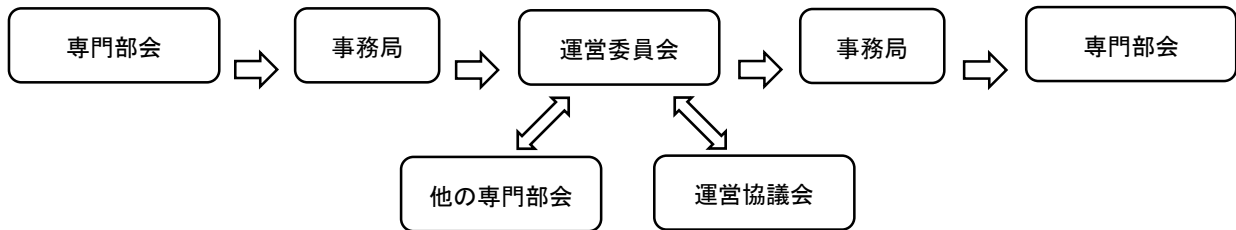
- ・個別支援会議をどうやって作るのか。



(例) 帯広市自立支援協議会

- ・相談支援事業部会を個別支援部会と置き換えた場合、課題の抽出がサービスごとでばらつく可能性。

② 専門部会からの課題の吸い上げ



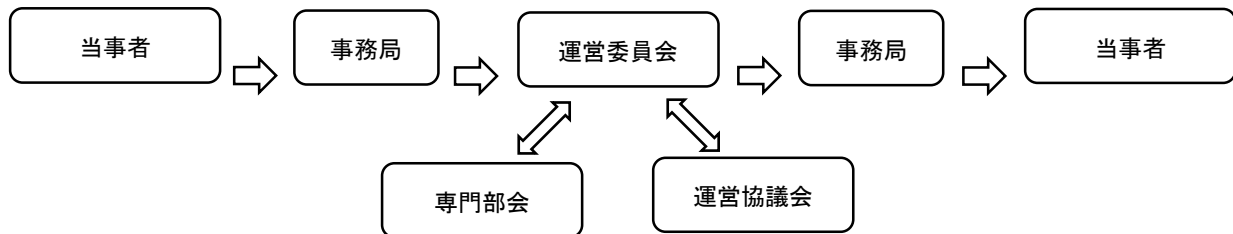
(ポイント)

- ・平野区での現行の課題吸い上げ方法の一つ。

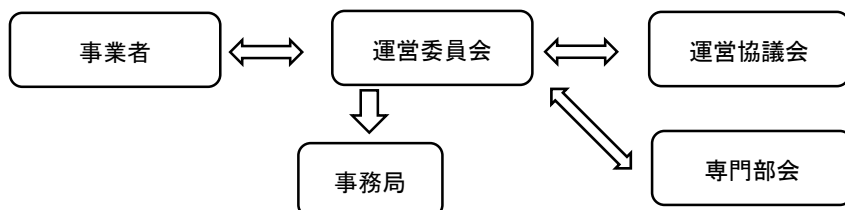
(問題点)

- ・専門部会のないところからは課題が上がってこない。結果、課題の抽出がサービスごとでばらつく可能性。

③ 障害当事者、地域、企業等からの課題の吸い上げ（陳情パターン）



④ 障害福祉サービス事業者からの課題の吸い上げ（現状）



## 2. 平野区自立支援協議会の組織的なモノ

### I. 「本会の組織は次の部門を以て構成される。」

- ① 事務局
- ② 個別支援会議
- ③ 運営委員会
- ④ 運営協議会
- ⑤ 専門部会
- ⑥ 全体会議

### II. ① 事務局について

「本会の事務局は平野区保健福祉センター（地域保健福祉課）に置く。」

- 2 事務局の構成員は、区保健福祉センター（地域保健福祉課）、区障がい者相談支援センター、区内相談支援事業所及び区内障害福祉サービス事業所からそれぞれ1名以上ずつ選出され最大6名で協議会事務を行う。
- 3 事務局は、各会議の開催の企画と運営、課題の整理、出欠等の連絡と管理、レジメの作成、議事録の作成管理と保管等を行う。
- 4 事務局は、協議会の情報管理の一切を取り扱う。
- 5 事務局は、協議会の会計業務及び予算の計上や収支報告、その他の財務諸表の作成と報告管理を行う。
- 6 協議会で議論されるべき地域や当事者からの課題の持ち込み窓口。

### ② 個別支援会議

- ・ 規定なし。相談支援事業所部会がこれに当たるような気がします。

### ③ 運営委員会

「運営委員会は次のメンバーを運営委員とし構成運営される。ただし、メンバーはリスト化され任期中は固定される。」

- ① 事務局
- ② 相談支援事業者
- ③ 障害福祉サービス事業所
- ④ 社会福祉協議会
- ⑤ 地域福祉推進機関及び各種関係機関
- ⑥ 障害をもつ当事者及び当事者団体

「運営委員会は以下の執行役員（以下役員）を置くこととする。」

- i 会長 1名 運営委員より互選する。事務局員がこれを兼ねることはできない。
- ii 副会長 1名 事務局員を含めた運営委員会メンバーより選ぶ。
- iii 会計 1名 事務局員がこれを担う。
- iv 書記 1名 事務局員がこれを担う。
- v 議長 1名 会長がこれを指名する。

### ④ 運営協議会

「運営委員会が外部の団体や有識者との会議・意見聴取・調整等が必要と判断した場合、運営協議会を開くことができる。運営協議会の参考メンバーは次のとおりである。」

- ① 執行役員を中心とした運営委員
- ② 保健・医療関係者
- ③ 警察関係者
- ④ 法律関係者
- ⑤ 学校等教育関係者
- ⑥ 民生委員
- ⑦ 地域住民
- ⑧ 企業関係者
- ⑨ 他区および市や府の行政関係者
- ⑩ 他区および市や府の障害福祉事業所及び関係機関
- ⑪ 障害者又は障害者団体関係者のうち、社会福祉士・精神保健福祉士等のソーシャルワーカー資格を持つもの及び、障害者ケアマネジメントに関する知識と経験を有するもの。
- ⑫ 他事業等関係者
- ⑬ 上記以外で議題に上がる障害福祉に関わる者

#### ⑤ 専門部会

「地域や各事業領域、または個別の支援において発見され検討されるべき課題について、専門的に検討を行う専門部会を置くことができる。専門部会では支援に必要な地域資源の開発や提案などを行う。」

(現在の専門部会)

- ・ 平野区障害者福祉勉強会 主に居宅介護事業者からなる勉強会。H24.1 発足
- ・ 相談支援事業所部会 相談支援事業所による懇談会。H24.11 発足
- ・ 平野区通所系事業所連絡会 就労A・B、生活介護、地活センターからなる連絡会。H26.4 発足

#### ⑥ 全体会議

- ・ 全事業所の管理職クラスを集めた会議
- ・ 全事業所の参加したい人全部を対象にした会議
- ・ 当事者や福祉領域以外の含めた会議。(ほぼセミナーかもね)

### 3. 平野区自立支援協議会の会員の範囲

「本会の会員は、平野区内で活動する障害福祉サービス事業所、障害児者団体および各支援機関と行政の担当部署とする。」

#### ○ 会員の定義

- ・ 何をもちて自立支援協議会の会員とするのか？
- ・ 会員に義務とか権利とかあるのか。会費とか。
- ・ 個人に自然権的に与えられるものか。事業所ごとに与えられるものか。

#### ○ 会議のレベルによってメンバーは規制されリスト化され固定される。

- ・ 誰もが事務局員や運営委員会執行役員になれるのか。

・月ごとに会議のメンバーが変更しても困らないのか。出席することをどうやって縛るのか。